

在宅要介護者訪問歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防を目的に、訪問歯科健康診査を行います。

対象者 自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件をすべて満たす徳島県後期高齢者医療被保険者

- ①要介護3・4・5の認定を受けている方
- ②介護保険の居宅療養管理指導および口腔機能向上加算を受けていない方
- ③医療保険の訪問歯科衛生指導を受けていない方
- ④平成31(令和元)年度歯科健康診査を受けていない方

実施期間 9月1日(日)~12月末

健診費用 無料 ※ただし、その後の歯科治療については有料

申込先 徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課

- ※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。
- ケアマネジャーによる代理申請も可能です。
- ※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣します。

訪問歯科健診の詳細や申請書等必要書類については、広域連合ホームページをご覧ください。徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを発送します

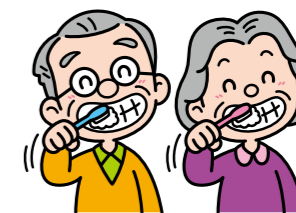
ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果・効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を令和元年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、今年5月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方となります。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

歯科健康診査について



後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔内ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとっても重要であることが示されています。

健康診査の対象となる方は、ぜひ受診しましょう。

対象者

平成30年中に節目の年齢になられた方(昭和18年、昭和13年、昭和8年、昭和3年生まれの方)ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

〔長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。〕

なお、対象者には8月下旬に歯科健診受診券のはがきを送付します。長期入院患者・施設入所者の方にはがきが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

受診場所 後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院の一覧表を市町村窓口・広域連合窓口で配布しています。また、広域連合および県歯科医師会のホームページにも掲載しています。

受診方法 事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上受診してください。

健診項目 問診、口腔内診査、口腔機能評価等

受診費用 無料

受診期間 9月1日(日)~11月30日(土)

持参物 後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のはがき

その他注意事項

- 健診の予約日を忘れないようにしてください。
- 歯科健診は期間中に1回のみです。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科健診自体は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となりますのでご注意ください。
- 健診結果は、広域連合またはお住まいの市町村での口腔保健指導および徳島大学との共同研究による分析調査に活用する場合がありますので、ご了承ください。